

佐久市監査委員告示第2号

令和8年3月25日に佐久市長より提出された令和7年度定期監査報告等に関して講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年4月7日

佐久市代表監査委員 佐々木 義明

佐久市監査委員 中山 雅夫

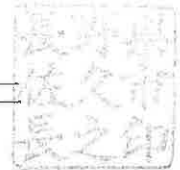
佐久市監査委員 高橋 良衛



7佐総第707号
令和8年3月25日

佐久市代表監査委員
佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二



令和7年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する措置について（通知）

令和8年1月30日付け7佐監第51号で提出のあったこのことについて、別紙のとおり措置状況について通知します。

総務部総務課
（課長）若林
（担当）平川（内線423）

令和7年度定期監査報告等への措置状況一覧表

定期監査報告

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
(代表課) 総務部 総務課	<p>(1) 非常勤特別職の委員報酬の支払について</p> <p>委員会が開催されてから、支払処理までに時間を要しているケースが見受けられました。条例を確認し、速やかに支払事務を進めてください。</p>	<p>審議会等の委員である特別職の委員の報酬の支払については、「佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」第7条において、報酬の支給時期が定められています。審議会等の委員の報酬は、原則的に会議直後に支払を行うよう徹底します。</p> <p>再度繰り返すことがないように、改めて庁内に徹底を周知するとともに、管理職による確認を行っていきます。</p>
(代表課) 総務部 総務課	<p>(2) 適正な監査資料の提供について</p> <p>過去の監査等で申し上げてきましたが、今回も監査資料数値等の誤りが散見されました。</p> <p>また、重点事業課題等の記述が、令和6年度とほぼ同様である課が見受けられました。</p> <p>これは、課題として認識しているにもかかわらず、解決に向けての取組は未着手であると捉えられかねません。</p> <p>監査を行う上での重要な資料でありますので、所管事務事業内容の精査をしっかりと行い、正確な資料を提出してください。</p>	<p>重点事業課題等については、毎年度の取組の変化や進捗状況を明確に把握し、課題に対し適切に対応するとともに、現状に即した適正な資料作成に努めます。</p> <p>また、適正な監査資料の作成に当たりましては、これまでも指摘を受けている事項ですので、再度繰り返すことがないように、以下のように対応を強化します。</p> <p>①監査資料の重要性を改めて認識しなおし、資料の作成に当たっては、複数人による記載内容のチェックを行うとともに、必ず管理職による確認も行い、正確な資料作成に努めます。</p> <p>②万が一、監査資料の差替えを行う必要性が生じた場合は、総務部長にも報告を行い、訂正に至った理由の聴取を行う仕組みとします。</p> <p>③部長会議報告や部課長会議、予算執行方針の通知など、あらゆる機会を通じて、庁内に周知徹底を図ります。</p>
(代表課) 総務部 総務課	<p>(3) 伝票起票について</p> <p>過去の監査等で申し上げてきましたが、会計事務上の負担行為何票、調定票の未起票が大変多い状況でした。</p> <p>起票にあたっては、会計課からの通達を十分確認し、適切な時期に正確な処理をしてください。</p>	<p>会計事務の伝票起票については、これまでも指摘を受けている事項ですので、再度繰り返すことがないように、以下のように対応を強化します。</p> <p>①会計課からの通知等を十分確認し、財務規則、会計事務処理マニュアルに則って、適切な時期に負担行為何票及び調定票の起票を行うとともに、管理職による確認を行い、事務遅延や失念の防止に努めます。</p> <p>②可能な限りシステムチェックに処理できるような仕組み作りの検討を進めます。</p> <p>③部長会議報告や部課長会議、予算執行方針の通知など、あらゆる機会を通じて、庁内に周知徹底を図ります。</p>

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
総務部 財政課	(1) 土地賃借料の計算について 令和4年度決算審査において借地代の未請求について意見を申し上げましたが、過年度の土地賃借料の計算誤りにより、先方へ返金をする事案がありました。複数の職員でチェックするなど、確認体制を強化してください。	この度の事案は、令和5年12月、契約開始日が変更となったにも関わらず、変更前の契約開始日からの日数に基づいて計算したため、1か月分多く土地賃借料を徴収する誤りが生じたものです。 今後は、許可書（当該事例では期間の記載に誤りは無かった）における、契約の期間と金額を複数の職員によるチェックを強化することで、同様の計算誤りが生じないようにしてまいります。
社会教育部 文化振興課	(2) 利用料金の収納処理について コスモホール、鎌倉彫記念館、交流文化館浅科の利用料金について、6か月間調定未了であり、収納処理がなされていませんでした。「佐久市公金取扱マニュアル」に則り適切な事務の徹底を図ってください。	規則・マニュアル等に則り、調定票の起票を行い、適切な事務処理を行っていきます。 再度繰り返すことがないように、改めて課内での徹底を周知するとともに確認を強化します。
浅間総合病院	(3) 病院事業会計について 経営強化プランに基づく経営改善に向けた取組を鋭意努力され、その一つとして昨年4月以降、199床に病床数を削減し経営改善を図り、医業収益は増加したものの、経費増により医業利益が圧迫されており利益は低減傾向が続いています。これにより多額な一時借入が見込まれていることから、一層の経営改善に取り組んでください。 またプランの進行管理及び点検・評価について、病院のホームページ等への公表がされていません。適正な情報開示に努めてください。	これまで実施してきた経営改善の各種取組に加え、業務見直しや医療DX推進による人件費適正化など、更なる経費削減に取り組むことで、安定経営につなげ、赤字解消に努めてまいります。 また、経営強化プランの進行管理等については、病院のホームページに掲載しました。今後も経営改善の進捗状況を明確に示すことで、適正な情報開示に努めてまいります。

3 「財政援助団体等監査報告」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の措置・考え方等
福祉部 子育て支援課	子ども未来館 佐久市子ども未来館条例及び施行規則において、運営協議会を組織する事となっていますが、平成25年度以降協議会が開催されておりません。未来館の円滑な運営への影響や市民参加の機会の損失につながると考えられるため、条例及び施行規則に則った適正な運営をすべきと考えます。	運営協議会につきましては、平成25年度以降から開催してない状況です。理由といたしましては、平成27年4月より指定管理者による利用料金制を採用する中で、アンケート等により利用者の声を伺いながら、事業者の創意工夫によって円滑な施設運営がなされてきたことによるものです。 しかしながら、ご指摘の通り、運営協議会は、市民の意見を反映した施設運営を図るための重要な組織でありますことから、今後につきましては、運営に対する市民参加の機会を創出し、さらに多様な市民の皆様のご意見を施設運営に反映させ、より良い施設づくりを行うため、令和8年度の早期に運営協議会が開催できるよう準備を進めてまいります。